

寶田 都子(たからだ みやこ)さんの「休業補償給付不支給処分取消請求 上告受理申立て事件」での公正な判断を求める要請署名

寶田都子さんは、約38年の長きにわたって看護師として働き、平成24年1月に高松市内の医療法人福生会（以下「本法人」）経営の介護老人保健施設「明けの星」（以下「本施設」）に看護師長として入職し、入所者数95%以上の確保と管理業務を指示されました。しかし、本施設は看護師不足が常態化し、寶田さんは多岐にわたる膨大な業務により、休日も取れない長時間連続勤務を強いられ、理事長や事務長からのハラスメントも加わり、心身ともに疲弊し、動悸や不眠状態が続くようになりました、同年12月17日には、本施設の幹部会議「ベソル会」で理事長から、入所者数を確保できなかったことを長時間、大声で叱責され、平成25年3月7日には実質的に退職勧奨といえる降格処分の通告を受けて精神障害（「急性ストレス反応」の「うつ病」）を発症し、翌年10月には退職を余儀なくされました。寶田さんの精神障害は、業務により発現したものであることは明らかです。

寶田さんは平成25年11月に高松労基署へ休業補償給付を求めて労災申請しましたが不支給とされ、その後の審査請求・再審査請求も棄却されました。平成29年1月に高松地裁へ提訴しましたが、判決は、①寶田さんが日々カレンダーに記載していた帰宅時間のメモは信用できず月100時間程度の時間外労働はなかった。②入所者数のノルマ不達成の心理的負荷は「中」にとどまる。③ベソル会での理事長との衝突の心理的負荷は「弱」から「中」にとどまる。などとして、寶田さんの請求を棄却しました。寶田さんは控訴しましたが、高松高裁は本法人の元同僚を証人として採用したものの、令和3年12月8日の高裁判決は、当時の高松労基署の聴取書の方が正しいとして、高松地裁の判断を追認し控訴を棄却しました。

しかし、労働者が日々記録した労働時間に関するメモが信用されなければ、労働時間を適正に管理しなかった使用者が免責され、長時間労働で心身の健康を害した労働者は救済されません。酷いパワハラが行われても、関係者が口裏を合わせれば労働者が泣き寝入りを強いられます。

過重労働やパワハラを防止を求める声が強まり、法律が制定され、通達が出されていますが、個別事案で労働者を救済し、正義と公平を実現するのが司法の役割ではないでしょうか。

貴庁におかれましては、経験則の観点から地裁及び高裁の判決を見直していただき、正義公平にかなった判断をしていただけるよう、強く要請するものです。

名 前	住 所
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県